

第11次埼玉県交通安全計画の概要

県民生活部防犯・交通安全課

1 計画の根拠

- 交通安全対策基本法第25条に基づき、埼玉県交通安全対策会議（会長：知事）が策定する。
- 国の第11次交通安全基本計画に基づき作成するもので、市町村交通安全計画の指針となる。

2 計画の主旨・目標・期間

- ① 計画の主旨
第10次計画が令和2年度で終了したため、次期計画を策定する。
- ② 計画の目標（令和7年までに）
ア年間の交通事故死者数を100人以下とする。
イ年間の重傷者数を1,500人以下とする。
- ③ 計画の期間
令和3年度から令和7年度まで（5年間）

3 交通安全対策の重点

- ① 高齢者及び子供の安全確保
- ② 自転車及び歩行者の安全確保
- ③ 交通事故が起こりにくい環境づくり

4 計画の概要（主な施策）

第1章 道路交通環境の整備

生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
自転車利用環境の総合的整備ほか

第2章 交通安全思想の普及徹底

自転車の安全利用の推進
急速に発展・普及する技術の正しい利用のための情報提供等ほか

第3章 安全運転の確保

運転者教育等の充実
事業用自動車の安全対策の推進ほか

第4章 車両の安全性の確保

先進安全自動車（ASV）の開発・普及促進
高齢運転者への車両安全対策の推進ほか

第5章 道路交通秩序の維持

交通指導取締りの強化等
交通犯罪捜査及び交通事故捜査体制の強化ほか

第6章 救急・救助活動の充実

救助・救急体制の整備
救急医療体制の整備ほか

第7章 被害者支援の充実と推進

自転車損害賠償保険の普及促進
自動車事故被害者等に対する援助措置の充実ほか

第8章 研究開発及び調査研究の充実

高度道路交通システム(ITS)に関する研究開発の推進ほか

第9章 鉄道と踏切道の安全確保

鉄道交通環境の整備ほか